



持続化給付金の申請は 来年の1月15日(金)まで

電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日(金)の24時までとなります。
(一度給付を受けた方は、再度給付申請することはできません)

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える持続化給付金の申請が可能です。
申請をお考えの事業者におかれては、お早めに必要書類を準備し、下記の方法で申請してください。

申請方法 迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。

「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの申請は

持続化給付金 検索

スマホでの申請は



申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、令和3年1月31日まで提出期限を延長します。

提出期限延長の対象となる事業者は、以下の1及び2の両方を満たす事業者です。

1 売上対象月が12月の場合

2 以下の①～③のいずれかを満たす場合

①「2020新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合

②「寄附金等を主な収入源とするNPO法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合

③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

※提出期限の延長を希望する方は、持続化給付金ホームページまで、電子申請が困難で申請サポート会場等を経由して申請する場合は持続化給付金コールセンター

☎ 0120-279-292 に申し出てください。

事業や商売をしていないのに、
受給する!!

各月の売上を偽って、
受給する!!

売上減少の理由が新型コロナの
影響ではないのに、受給する!!

持続化給付金の 不正受給は犯罪です!!

不正対応の専門家を含む専門チームにより、データ解析や通報等に基づいて、「持続化給付金」の不正受給の調査を行っています。不正は絶対に許しません。



懲役判決の
事例も
あります

不正受給と判断された場合は、給付金の全額に、年3%の延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還を請求します。さらに、申請者の氏名等を公表するとともに、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行う場合もあります。

不正受給を行っている法人や個人を見つけた場合や、不正受給の勧誘を受けたという場合は

持続化給付金コールセンター

☎ 0120-279-292 までご相談ください。

誤って持続化給付金を申請し受給された方は **速やかにご返還ください。**

まずは、持続化給付金コールセンターにご相談ください。



2020年8月31日
以前に申請された方

☎ 0120-115-570

2020年9月1日
以降に申請された方

☎ 0120-279-292

※中小企業庁による不正受給の調査や警察の捜査が開始されている場合等、返還を受け付けられない場合があります。

中小企業庁による不正受給の調査や警察の捜査の開始前であれば、給付金の返還を受け付けています。 **すでに10,625件***の返還希望があります

受給要件を満たさないのに給付を受けた方は、速やかに持続化給付金コールセンターに相談しご返還ください。

※2020年12月10日時点



持続化給付金事務局を装った詐欺にご注意ください。

市区町村や経済産業省などの名をかたり、家族構成や銀行口座番号、暗証番号などの個人情報に詐取しようとする詐欺にご注意ください。